

檀原市立畝傍東小学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに(学校の方針について)

本校では、いじめの対応はまず、つらい思いをしている子どもの気持ちを理解することを大切にしたいと考える。

このことから、本校では、全ての教職員がいじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、いじめの未然防止や早期発見の取組と個別面談を重視して、当事者である子どもの気持ちをしっかり受け止めながら、組織で対応していく。全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、児童が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。そのため、学校教育全体を通して、児童一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指していく。

2 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。また、いじめが解消したとみられる場合でも心のケアや支援を行っていくことも必要である。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

(2) いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめの加害児童・被害児童は入れ替わる場合がある。常に児童全員に注意を払い、全員を対象とした取組を行う。
- けんかやふざけあいと見えるもののなかにもいじめがあると考え、背景にある事情の調査を行い、被害児童の気持ちに寄り添いながら、いじめに該当するか否かを判断する。
- 日ごろから教職員・家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

3 いじめ防止のための体制

(1) いじめの防止等のための組織<22条>

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を定める。

(2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては、児童への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

4 いじめの問題への取組

組織対応・いじめの防止等の取組を下記のとおり実践する。

(1) 未然防止の考え方

居場所づくり・絆づくりと自己有用感・自己肯定感の育成

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。

いじめに特化した何か特別な訓練やプログラムを実施しないといけないのではなく、「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進めていくことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくりだしていくことができる。これが、未然防止の第一歩となる。

◆「居場所づくり」とは、文字通り、学級や学年、学校を児童の居場所になるようにしていくことである。様々な危険から児童を守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じをもったりしないという安心感が重要である。

◆「絆づくり」とは、教職員がきちんと「居場所づくり」を進めているという前提のもとで、児童自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることである。子ども同士と一緒に活動することを通して自ら感じとっていくものが「絆」であり「自己有用感」である。

◆「自己肯定感」とは、スモールステップの成功体験を積み重ねることで生まれる自信や自分自身に対するプラス思考の気持ちである。近年の子どもたちは、自己肯定感(自尊感情)が低いと言われている。いろいろな成功体験を積むことで、自分が成長したことなどを実感できる取組を進めていきたい。

また、成功体験だけでなく失敗した時などのマイナス体験にも目を向けさせ、「ありのままの自分を受け止め、好きになる」という感情をもたせたい。そうすることで、他の人に対しても、柔軟に受け入れようとする感覚を身につけることができる考える。

◆「自己有用感」とは、「自分は人の役に立つことができた」、「人に喜んでもうことができた」、「自分は誰かから必要とされている」、「自分のことを認めてもらっている」等、いろいろな人と関わることによってこそ得られる感情のことである。この「自己有用感」が育まれると、「自尊感情(自己肯定感)」を高めることにつながっていく。

★ 教職員が実践すること

1 わかる授業づくりの推進

授業中に児童が不安や不満を抱いているか否かは、授業づくりの大きなポイントである。テストの点数を上げるためだけの授業ではなく、すべての児童が授業に参加できる、活躍できるための授業であれば、学力向上はもちろん、いじめをはじめとした生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる。

学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、また周りからのひやかしやからかいなどは、児童の学習意欲と基礎学力の低下をもたらすだけでなく、さらなる学力への自信のなさや不安を生むという悪循環を招いてしまう。

すべての教員が「わかる授業づくり」を進めていくことが、主体的に学習に取り組む児童を育てるだけでなく、児童の居場所づくりにもなり、いじめの未然防止につながる。

2 学習規律・学習習慣の定着

授業中の規律、例えば、チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表

の仕方や聞き方の指導などを粘り強く続けていく必要がある。「コミュニケーション能力」を育むことが大切と言われているが、これについては特別な場を設定するというよりも、日々の授業の中で当たり前発言したり、聴いたりする姿勢を育てていけるようにすることが重要である。

3 自己有用感・自己肯定感の育成

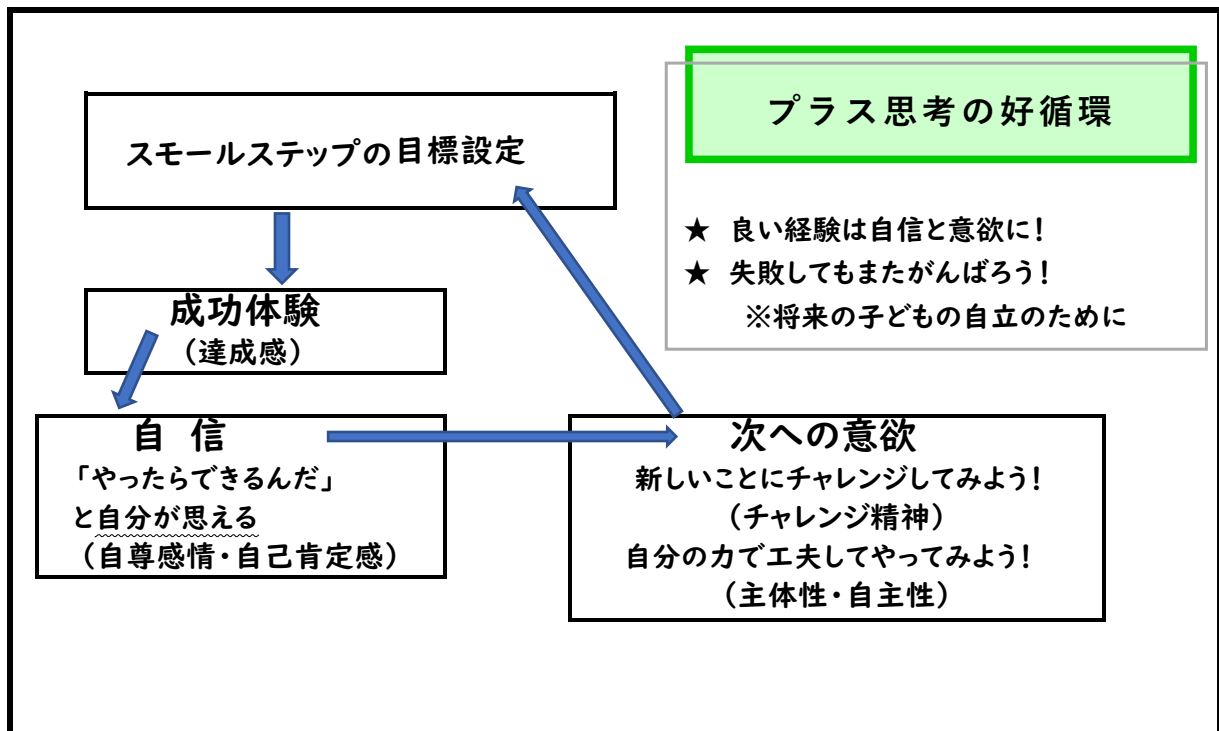
他者から認められていてと感じられた児童は、いたずらに他者を否定することも、攻撃することもなくなってくる。自分を認められている、自分も大切にされているといった思いがあって初めて、他者を認めたり、大切にしたりできるものである。

すべての児童に対して、授業や行事、様々な活動の中で活躍できる場面を設定していくことが、いじめの未然防止につながっていくと考える。

＜自己有用感・自己肯定が高まるために必要なこと＞

- ・自分は家族や友だちなどから必要とされていると感じる。
- ・「やったあ!」と思える達成感をもつ。
- ・「私って、やったらできるんだ」と自信をもつ。
- ・がんばる自分のことが好きになる。
- ・人の役に立っていると感じる。
- ・「愛されている」と感じる。「大好き」と言ってもらえる。
- ・たとえ失敗しても、そのことを肯定的にとらえられる など

★スモールステップの成功体験で、達成感を得る。→ 自己有用感・自己肯定感が高まる



(2) 「いじめ」の早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所や大人がいじめと判断しにくい形で行われることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わり、いじめを積極的に認知する。

★ 学級担任だけでなく全教職員の目を通して

① 教職員と児童とのコミュニケーションから

- ・ 日ごろから児童の様子をよく観察するとともに、こまめに教職員が話しかけ、信頼関係づくりを進

めて、状況を把握する。

② 日常的な観察

- ・ 教職員全員が、登校時から始業時までの時間、授業や学級活動等の時間、休み時間、下校時などの児童の様子をこまめに観察する。
- ・ 日常的に児童生徒との信頼関係を構築し、小さな変化を見逃さないよう留意するとともに、日頃より児童の話に傾聴するなど相談しやすい雰囲気を作っておく。

③ 児童の共通理解を毎週金曜日に行う

- ・ 各学級担任および特支、専科教員は、毎週末に問題行動（いじめ、不登校、暴力行為等）について全職員に報告し、共通理解をはかり、いじめ・問題行動等の早期発見・早期解決に努める。そして、必要に応じて関係機関や関係職員と連携して対応する。

④ いじめ相談窓口の紹介

- ・ カウンセラーの紹介や、いじめの相談窓口があることを日常的に児童に知らせる。

★ 学校としての取組から

① 年間2回の「いじめアンケート」と「児童生活アンケート」の実施

- ・ 6月、11月に年2回のいじめアンケートを実施することを基本とする。さらに、12月に実施する「児童生活アンケート」を通して、児童の生活実態を把握し、児童がより良い学校生活を送れるようにするための学校改善資料とする。
- ・ 1時間目前（学級活動）の時間に全校児童が一斉に実施する。

② 「いじめられている」「いじめを見たことがある」という児童との個別面談実施

- ・ いじめの状況を的確に把握するため、アンケートは「無記名」とし、必要に応じて個別面談ができるようにする。
- ・ アンケート後の「個別面談」を重視するとともに、保護者、友人からの情報収集を丁寧かつ迅速に行い、確実に情報をつかむ。

★ 保護者からの相談を通して

① 保護者からの相談への迅速な対応

- ・ 各学級担任は保護者から相談があった場合には、真摯な態度で受け止め、児童からの情報収集を行い、話し合いや指導を行うなど迅速な対応を心がける。

② 担任を中心に学年教師集団、校務分掌にのっとった組織での対応

- ・ 「いじめはどの子どもにも、どの学級にも起こり得るものである」という認識のもと、担任任せにせず、学年集団で情報を共有し、相談・協力体制をとる。

(3) 早期対応

いじめの発見や通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに対応を行う。被害児童を徹底して守り通し、苦痛を取り除くことを最優先に行うという姿勢で対処するとともに、加害児童に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

★ 「いじめ」確認後の組織的な対応

① 学年集団（チーム学年）等を中心とした対応

- ・ 学級指導や学年指導で対応できる事案については、学年グループで共通理解をしながら、連携して取組や指導を進める。
- ・ 学級担任が一人で抱え込まないように、学年で情報共有し、指導にあたる。
- ・ いじめを許さない学級・学年経営を進め、児童や保護者との信頼関係づくりを進める。

② 迅速対応のためのプロジェクトチームによるケース会議

- ・ 学年がまたがる事案については、生徒指導部長がメンバーを招集し、状況確認と対応策等をまとめ、実行する。

メンバー	校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生指部長、関係する学年の全担任
------	---------------------------------

- ・ 対応したことを共有し、さらに次の対応を進める。

③ いじめ対策委員会

- ・ 重大事態が起こった場合は、生徒指導部長が臨時招集し、状況確認と対応策等を協議し、関係機関と連携する。

メンバー	校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生指部長、全学年主任、当該学年担任、養護教諭、専科代表、人権教育部長、特別支援教育部長
------	---

- ※ 関係機関との連携・・・ 必要なときに、心理相談員、スクールカウンセラー、スクールライフサポーター、市教育委員会、警察、市子育て支援課、市子ども総合支援センター、県高田子ども家庭相談センター等と連携する。

(4) 再発防止

いじめは再発しやすいことから、いじめが解消したとみられる場合でも、いじめを受けた児童の自尊感情が著しく低下したり、心的外傷により PTSD 傾向を示したりすることが考えられるため、いじめが早々に解決したと判断せず継続的に指導を行うとともに、被害児童の心のケアを行い、場合によっては関係機関と連携した支援も行っていく。

5 重大事態への対応

児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに市教育委員会に報告及び情報提供を行うとともに、いじめ対策委員会により早急に事実関係を明確にするための調査を行い事態の解決に当たる。

なお、事態によっては、市及び市教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、調査結果を重んじ、主体的に事態の速やかな解決に取り組む。また、調査結果においていじめが認定されている場合、加害児童に対して個別に指導を行い、保護者に協力を求めながらいじめの非に気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちを醸成させるようにする。加害児童に対する指導内容や教職員に対する聞き取りのうえ、改めて事実関係を把握し、再発防止に努める。